

(別表1)

福山市北部市民センター
照明更新型E S C O業務
リスク・責任分担表

2024年（令和6年）4月
福山市

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本 市	事業者	
業務全般	提案の誤り	本業務の提案が達成できない場合		○	
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○	
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議		
	保険	維持管理期間の故障等リスクを補償する保険		○	
	事業の中止・延期	市の指示によるもの		○	
		周辺住民等反対による事業の中止・延期		協議	
事業者の業務放棄、破綻によるもの				○	
市の業務放棄、破綻によるもの			○		
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議		
	物価	急激な物価変動（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議		
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○	
資金調達	必要な資金の確保に関すること	○			
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	協議		
	物価	急激な物価変動	協議		
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○	
	工事の遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延	○		
		事業者の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延		○	
	工事費増大	市の指示、承諾によるもの	○		
		事業者の指示、判断によるもの		○	
	性能	要求仕様書不適合		○	
一般的改善	工事目的物等に関して生じた損害		○		
	工事に起因し施設に生じた損害		○		
支払	支払い遅延・不能	支払いの遅延・不能によるもの（事業者の責によるものを除く）	○		

	不可抗力	E S C O業務遂行にあたって障害となる事業範囲外の不具合	○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		協議
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大		協議
	E S C O設備の損傷	市の故意・過失又は施設に起因するE S C O設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷		○
	E S C O設備以外の損傷	事業者の故意・過失又はE S C O設備に起因する施設の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設の損傷	○	
	契約不適合責任	E S C O設備に関する契約不適合責任		○
不可抗力	天災等の不可抗力による施設の損傷		協議	
E S C O設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		○	
保証関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
		仕様不適合による施設への損害、業務への障害		○